

市職員を募集



募集・職種人数／下表のとおり

職種	人数
①一般技術職（土木）	2名程度
②一般技術職（土木施工管理技士）	5名程度

受験資格／日本国籍を有し、下表に該当する方

①一般技術職（土木）

上級（大卒及び卒業見込み）
昭和62年4月2日～平成8年4月1日生まれの方
中級（短大・専門学校卒及び卒業見込み）
平成元年4月2日～平成10年4月1日生まれの方
初級（高卒及び卒業見込み）
平成3年4月2日～平成12年4月1日生まれの方

②一般技術職（土木施工管理技士）

昭和57年4月2日以降の生まれで、1級又は2級土木施工管理技士の資格を有している方

試験日／第1次試験＝6月25日(日)、第2次試験（1次合格者のみ）＝個別に通知

初任給／上級184,800円、中級167,600円、初級155,800円 ※給料については、民間経歴等に応じて加算があります

試験会場／鴻巣市役所（予定）

試験方法／○第1次試験＝専門試験・論文試験・適性検査 ※一般技術職（土木施工管理技士）は論文試験・適性検査のみ ○第2次試験＝面接試験

申込方法／5月15日(月)～6月2日(金・必着)の平日9時～17時に①試験申込書 ②受験票 ③宛先明記の封筒（82円切手を貼付）2通を持参又は郵送で職員課 ※受験案内・申込書等は職員課・両支所地域グループ・市民活動センターで配布（市ホームページにもあります）

採用／最終合格者は市職員採用候補者名簿に登載し、健康診断等で異常が認められない場合は、平成30年4月1日以降に採用予定 ※既卒者及び有資格者については、平成29年10月1日以降に採用予定

その他／地方公務員法第16条に該当する方は受験できません

問い合わせ／職員課（内線2214・2216）

避難情報の基準と避難行動

市では、防災行政無線や広報車等によって災害時に避難情報を発信します。避難情報が発信されたら速やかに避難行動を開始してください。

問い合わせ／危機管理課（内線 2213）

種別	基準	避難行動
等避難準備・高齢者	○避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合 ○荒川（熊谷水位観測所）の避難判断水位5.0mを超え、なお水位の上昇が認められる場合	○いつでも避難ができるよう準備。身の危険を感じる人は避難を開始 ○避難に時間を要する人（高齢者、乳幼児と保護者等）は避難を開始
避難勧告	○災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合 ○荒川（熊谷水位観測所）の氾濫危険水位5.5mを超え、なお水位の上昇が認められる場合	○避難所へ避難 ○地下空間にいる人は速やかに安全な場所に避難
避難指示（緊急）	○災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合	○ただちにその場から避難 ○外出することでかえって命に危険が及ぶ状況では、宅内の安全な場所に避難

危険度

高

荒川の洪水情報を配信

近年、記録的な豪雨により、大規模な水害や土砂災害が全国的に頻発しています。また、今後は気候変動の影響により、洪水の発生頻度が高まることが予想されます。そのため、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目指す取組の1つとして、携帯電話やスマートフォンに対する緊急速報メールを活用した洪水情報の配信を5月1日から開始しました。自主的な避難にお役立てください。

配信情報／荒川（熊谷水位観測所）氾濫危険水位 5.5 mを超えた際の情報及び氾濫が発生した情報を自動的に配信 ※携帯電話の電源が入っていない・圏外等の場合は受信できません。ご利用の機種により緊急速報メールに対応していない場合があります。

問い合わせ／国土交通省荒川上流河川事務所防災情報課（☎ 049-246-6384）

